

判 決 要 旨

- 1 宣 告 日 令和2年1月27日午後3時
- 2 事 件 名 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反，現
住建造物等放火，傷害
- 3 被 告 人
- 4 裁 判 官 福岡地方裁判所第3刑事部 足立勉，國分進，加藤貴
(主文)

被告人を懲役26年に処する。

未決勾留日数中1300日その刑に算入する。

(罪となるべき事実)

第1 (放火事件)

被告人は，A，B，C，D及びEと共謀の上，平成24年8月14日午前4時26分頃，Fほか2名が現に住居に使用し，かつ，現に同人ら10名がいた北九州市小倉北区a1町b1丁目c1番d1号所在のe1ビル（鉄筋コンクリート造陸屋根等6階建，床面積合計約1025.39平方メートル）において，被告人又はEが，同ビル3階に停止していたエレベーター内に灯油をまいた上，同エレベーター内に火をつけた発炎筒を投げ込んで火を放ち，その火を同エレベーターの天井及び3階エレベーター前床面等に燃え移らせ，よって，建造物である同ビルのエレベーターを全焼させるとともに，同ビル3階エレベーター前床面の一部を焼損（焼損面積合計約3.2平方メートル）した。

第2 (f1事件)

平成24年9月7日当時，被告人は，指定暴力団五代目甲會の二次団体である五代目乙組の組織委員であったものであり，乙組の不正権益を維持・拡大する目的を有していたものであるが，同目的を有していた乙組組長A，同若頭B，同組織委員長G，同筆頭若頭補佐C，同組織委員Hのほか，同風紀委員長I及び同組員Jと共謀の上，組織により，被害者Kを殺害することになってもやむを得ない

と考え、乙組の活動として、Aの指揮命令に基づき、あらかじめ定められた任務分担に従って、

- 1 同日午前零時58分頃、北九州市小倉北区g1h丁目i番j号k東側駐車場において、タクシーを降車した被害者K（当時35歳）に対し、被告人が、殺意をもって、持っていた刃物でその左顔面を1回切り付け、その臀部を1回突き刺し、もって団体の不正権益を維持・拡大する目的で、かつ、団体の活動として組織により人を殺害しようとしたが、被害者Kに入院加療約114日間を要する左顔面切創、左顔面神経損傷、右臀部刺創等の傷害を負わせたにとどまり、殺害するに至らなかった。
- 2 前記日時、場所において、前記1の犯行を制止しようとした前記タクシーの運転手被害者L（当時40歳）に対し、被告人が、殺意をもって、前記刃物でその左側頭部等を切り付け、もって団体の不正権益を維持・拡大する目的で、かつ、団体の活動として組織により人を殺害しようとしたが、被害者Lに入院加療約14日間を要する左側頭部・左耳介・左頸部・手背部切創等の傷害を負わせたにとどまり、殺害するに至らなかった。

第3 （g2事件）

被告人は、A、B、G、C、M、N及びJと共謀の上、平成24年9月26日午前零時38分頃、北九州市小倉北区mn丁目o番p号q出入口前において、Mが、O（当時54歳）に対し、持っていた刃物でその左殿部及び右大腿部を3回突き刺すなどし、よって、同人に入院加療15日間を要する殿部・大腿部刺創、頭部挫創の傷害を負わせた。

第4 （看護師事件）

平成25年1月28日当時、被告人は、特定危険指定暴力団五代目甲會専務理事兼五代目乙組組織委員、Pは甲會総裁、Qは甲會会長、Aは甲會理事長兼乙組組長、Rは甲會理事長補佐兼丙組組長、Bは甲會上席専務理事兼乙組若頭、Iは甲會専務理事兼乙組風紀委員長、Cは甲會専務理事兼乙組筆頭若頭補佐、Sは甲

會専務理事兼乙組若頭補佐， Tは甲會専務理事兼乙組組長秘書， Uは甲會専務理事兼乙組組長付， Hは甲會専務理事兼乙組組織委員， Vは甲會常任理事兼丙組組員であったものであるが， 被告人は， P， Q， A， R， B， I， C， S， T， U， H及びVと共謀の上， 組織によりW（当時45歳）を殺害することになってもやむを得ないと考え， 同日午後7時4分頃， 福岡市博多区r町s番t号のu北側歩道上において， 甲會の活動として， Pの指揮命令に基づき， あらかじめ定められた任務分担に従って， Sが， Wに対し， 殺意をもって， 所携の刃物で， その左側頭部等を目掛けて数回突き刺すなどし， もって団体の活動として組織により人を殺害しようとしたが， Wに約3週間の入院及び通院加療を要する左眉毛上部挫創， 顔面神経損傷， 右前腕部挫創及び左殿部挫創の傷害を負わせたにとどまり， 殺害するに至らなかった。

（事実認定の補足説明）

第1 弁護人の主張及び争点

弁護人は， (1)放火事件については， ①被告人が放火行為を認識したのはe1ビルに火災が発生した後であり， 他の共犯者らと放火を共謀していない， ②仮に放火罪が成立するとしても， e1ビル内のエレベーターは建物との物理的一体性が認められず， 建造物等以外放火罪が成立するのみであり， ③仮にエレベーターが建造物と認められたとしても， 被告人は， e1ビルが住居として使用され（現住性）， 盆の時期の深夜の時間帯に人が現在していること（現在性）を認識していない， (2)看護師事件については， ①そもそも実行犯であるSには殺意がなく傷害罪が成立するのみであり， ②被告人は， 組織の活動として被害者に対して不法な有形力を行行使することを認識しておらず， 他の共犯者らと共謀もしていないと主張しているほか， (3)f1事件については， 被告人は同事件の犯行に関与していないとして， 被告人の犯人性（被告人が同事件の犯行に実行役として関与したか否か）を争っている。なお， g2事件について犯罪の成立に争いはない。

そこで， 本件においては， 弁護人の主張する前記各点が争点となるが， 以下，

証拠上容易に認められる前提事実を認定した後、客観的事実関係に概ね争いのない放火事件及び看護師事件については、事件が発生した時系列に沿って、放火事件、看護師事件の順に各事件の争点を検討し、最後に、犯人性に争いがあるf1事件について検討することとする。

第2 前提事実

関係各証拠によれば、以下の事実が容易に認定できる。

1 甲會

甲會は、北九州市内に拠点を置き、同市を中心にその周辺地域を縄張りとする暴力団組織である。平成23年7月には、Pを総裁、Qを会長、Aを理事長とする現在の甲會（五代目）が発足したが、その組織内の序列は、総裁、会長、理事長と続き、理事長以下複数の甲會直若による執行部が設けられている。

平成4年6月26日、甲會（当時の名称は、二代目甲連合丁一家）は、福岡県公安委員会から、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づき、指定暴力団として指定され、以後その指定が更新されている。さらに、甲會は、平成24年12月27日、同法に基づき、特定危険指定暴力団として指定され、看護師事件当時その効力が続いていた。

乙組は、甲會傘下の最大の二次団体であり、平成23年6月には、Aを組長、Bを若頭とする現在の乙組（五代目）が発足した。乙組内の序列は、組長、若頭、本部長、幹事長以下は、組織委員長、風紀委員長、筆頭若頭補佐、若頭補佐、組長秘書、組長付、組織委員などと続いていた。

また、同じく甲會傘下の二次団体の一つに丙組があり、丙組組長はRであるところ、丙組のように乙組出身者を組長とする甲會の二次団体は乙組一門と称されている。

2 被告人と甲會との関係

被告人は、平成16年頃、甲會（当時四代目）の二次団体の一つである戊組の組員となったが、その後服役している間に戊組組長が死亡して戊組が消滅し

たため、平成23年9月に出所した後には乙組の組員となり、遅くとも平成24年夏以降は、乙組組織委員として活動していた。

第3 放火事件について

1 認定事実

関係各証拠によれば、以下の事実が認められる。

(1) 標章制度とこれに対する乙組の活動状況等

平成23年に福岡県暴力団排除条例が改正され、暴力団排除特別強化地域に指定された場所で営業する飲食店等が「暴力団員立入禁止」などと記載された所定の標章を掲示した場合、暴力団員が同店内に立ち入ることを禁止する制度が導入され、平成24年8月1日に施行された。

標章制度施行後、乙組内では、標章の掲示状況を調査することとなり、乙組組員は、北九州市小倉北区 v 町や w 町、a1 町等の繁華街を手分けして回り、飲食店等が標章を掲示しているかを調査して取りまとめるなどしていた。

e1 ビルは、前記暴力団排除特別強化地域に指定されている a1 町 b1 丁目に所在する6階建てのビルであり、標章制度施行後には同ビルに入居する複数の店舗が標章を掲示していた。

(2) 犯行準備状況等

乙組筆頭若頭補佐のCは、平成24年8月上旬頃、乙組組員のDに指示して、犯行に使用する作業着等4組のほか、灯油入りペットボトル、発炎筒等各2組を用意させ、同月中旬頃には、バイクのナンバープレートを用意させた。また、Cは、その頃、乙組組員のEに指示して車台番号等を削った白色バイクを用意させた。一方、乙組若頭のBは、同月13日頃、Jに指示して赤色スプレー缶2本を用意させた。

被告人とEは、同日夜、Cから、Eが運転し、被告人が後部座席に乗ったバイクでe1ビルに行くこと、e1ビル内で標章に赤色スプレーを吹き付けることなどの指示（なお、さらに、e1ビル内において火をつけることまでの指

示があったかどうかは争いがあり、その事実認定は後に行う。)を受け、その後、Cの案内で、xの砂利の駐車場、e1ビル周辺を回った後にバイクを投棄するy町にある岸壁等を下見した。

そして、被告人とEは、翌14日未明頃、Dから受け取った作業着等に替え、Eは、ナンバープレートが付け替えられた前記白色バイクの運転席に乗り、被告人は、Dらがあらかじめ用意していた灯油入りペットボトル、発炎筒、赤色スプレー缶等が入ったリュックサックを背負い、Eが運転する前記白色バイクの後部座席に乗って、y町の高架下にある駐車場からe1ビルに向けて出発した。

(3) 犯行状況等

被告人とEは、同日午前4時25分頃、e1ビル前で前記白色バイクから降りると同ビル3階まで階段を上がり、その後、被告人又はEが、同ビル3階において、同階の2店舗（なお、うち1店舗は、第5の1(2)で後述するラウンジ「f1」である。）の出入口付近の壁やシャッターに赤色スプレー缶で赤色塗料を吹き付け、また、同階に停止していたエレベーター内に灯油をまいた上、火をつけた発炎筒を同エレベーター内に投げ込んで放火し、同日午前4時26分過ぎ頃、e1ビル前に止めていた前記白色バイクに乗ってその場から走り去った。被告人とEがe1ビル前で白色バイクを降りてから同バイクに戻るまでに要した時間は約1分半であった。その後、Eは、y町の岸壁から前記白色バイクを海中に投棄した。

(4) e1ビルの状況等

e1ビルは、鉄筋コンクリート製の6階建て雑居ビルであり、本件犯行当時、e1ビルの5階には同ビルの所有者とその家族が居住し、1階から4階には飲食店21店舗が入居していた。また、本件犯行時刻頃には、e1ビルには、同ビルの所有者とその家族合計3名がいたほか、同ビル3階で営業中の店舗に合計7名の客及び従業員がいた。

2 被告人と他の共犯者らとの間の放火の共謀の有無について

- (1) 被告人とEがCから指示を受けて e1 ビルに向かい、両名のいずれかが壁等に赤色スプレー缶で赤色塗料を吹き付け、エレベーター内に放火したことは証拠上明らかであるところ、Cが被告人らに対してスプレーを吹き付けることのほかに、火をつけることまで指示したかどうかについては争いがある。

この点、Cは、被告人とEを e1 ビル周辺等に案内した際に、被告人とEに対し、e1 ビルの2階か3階に上がって、標章にスプレーを吹きかけることのほか、エレベーター内に灯油をまいて発えん筒（これが「発炎筒」を意味するものとみるべきであることについては後述のとおり）を投げて火をつけることなどを指示した旨供述している。

そこで、C供述の信用性について検討すると、Cは、自身に対して指示した者や全体の犯罪計画の立案者といった上位者の関与について、供述を拒んだり、曖昧な供述を繰り返しているものの、事件の経緯、犯行計画の概要、下位者の具体的関与状況等については、下位者には分からないような部分を含めて具体的かつ詳細に供述している上、その内容は犯行計画を知らながら下位者に指示をしたというCにとっても不利益なものであり、あえてそのような自己の刑事責任を重くする虚偽の供述をすることは考え難い。

そして、前記認定のとおり、被告人とEが e1 ビル前で白色バイクを降りてから同バイクに戻るまでには約1分半しかかかっておらず、その間に、被告人らは、同ビル3階の2店舗の出入口付近の壁やシャッターに赤色スプレー缶で赤色塗料を吹き付けたほか、同ビル3階に停止していたエレベーター内に放火を行っており、極めて短時間の間にこれらの行為を成し遂げていることからすれば、e1 ビル内に入った被告人とEがお互いになすべき行動、すなわち犯行計画を当然に知っていたものと考えざるを得ない。また、前記認定のとおり、被告人自身が灯油入りペットボトルや発炎筒が入ったリュックサックを背負い、白色バイクに乗車して e1 ビルに向かっているところ、被告人

において、そのリュックサックの中身を確認したり、中身が何であるかを他の共犯者らに尋ねたりした様子もないことからすれば、被告人は、e1ビルに向かう際には、そのリュックサックの中身を理解していたと考えるのが自然である。このように、C供述は、Cから指示を受けている被告人やEの行動状況とよく整合するものである。

以上のとおり、被告人らに対し、e1ビルのエレベーター内に灯油をまいて発えん筒を投げて火をつけるなどの指示をしたというC供述は信用でき、そのとおりの事実が認定できる。なお、Cは、被告人らに対し、灯油をまいたエレベーター内に「発えん筒」を投げ込むよう指示したが、それは煙のみを発生させる「発煙筒」である旨の供述もしているが、そもそも犯行現場で煙を発生させる理由に乏しく、Dが実際に用意したのも着火剤としての発炎筒であったことなどに照らせば、Cが被告人ら実行役に指示した「発えん筒」は、当然炎を発生させる「発炎筒」を意味するものと考えざるを得ない。

これに対し、被告人は、Cから、e1ビルで標章にスプレーを吹き付けていたずらをやるよう依頼されたが、火をつける指示は受けていない旨供述するが、前記認定のとおり被告人とEの行動状況と明らかに整合しないことなどに照らし、信用できない。

- (2) 以上からすれば、被告人は、Cから、e1ビル内においてエレベーターに灯油をまいて発炎筒を投げて火をつけることなどの指示を受けて、e1ビルに向かい、e1ビル内で放火行為が行われたのであるから、実際にe1ビル3階で放火行為に及んだのが被告人であるのかEであるのかは明らかではないものの、被告人がCを介して他の共犯者らと放火の共謀を遂げた上で、本件犯行が敢行されたことは優に認められる（なお、本件犯行には乙組若頭のBや筆頭若頭補佐のCといった乙組の複数の幹部組員が関与していることに加え、大胆な犯行態様や周到な準備状況、推測される犯行動機等にも鑑みれば、本件犯行は、乙組組長であるAも共謀の上で敢行されたものと認められる。）。

3 e1ビル内のエレベーターが「建造物」（刑法108条）に該当するか否か

証拠によれば、本件犯行により焼損に至ったe1ビル内のエレベーターは、積載量400キログラム、6人乗りのものであり、その構造からすれば、取り外すには多額の費用と相当な作業を要し（現に本件犯行後のエレベーターの交換工事においては、エレベーターの撤去費用だけで約242万円がかかっている。）、容易には取り外せないものといえることや、e1ビルの住人のほか入居する店舗の従業員、客らが自宅や店舗に出入りするために日頃から使用していたと考えられることからすれば、e1ビル内のエレベーターはe1ビルと物理的にも機能的にも一体となって「建造物」（刑法108条）を構成することは明らかである。

4 被告人において、e1ビルにおける現住性及び現在性を認識していたか否か

e1ビルには多数の飲食店が入居していて、盆の時期の未明といえどもe1ビル内に人がいる可能性は当然想定できるところ、ごく短時間で犯行を遂げている被告人とEが、犯行の際、e1ビル内に人がいるか否かについて気にかけるような行動はとっておらず、被告人を含む本件犯行の共犯者らが、人が現在しない建物を標的としたことをうかがわせるような事情も一切見当たらない。

そうすると、被告人は、少なくとも、現住建造物等放火を未必的に認識、認容した上で本件犯行に及んだものと認められる。

5 結語

以上のとおり、被告人には判示第1の現住建造物等放火罪の共同正犯が成立する。

第4 看護師事件について

1 認定事実

関係各証拠によれば、以下の事実が認められる。

(1) 犯行準備状況等

甲會総裁であるPは、平成24年8月以降、脱毛施術や亀頭増大手術を受

けるため北九州市内の美容形成外科医院に通っており、WがPの担当看護師を務めていた。Pは、本件クリニックで受けた施術及び手術の結果等について、Wを含む本件クリニックの職員らに不満を訴えたことがあった。

乙組筆頭若頭補佐であるCは、平成24年11月上旬頃、Wの顔を乙組組織委員であるHに覚えさせた。Cは、同月頃、乙組組織委員である被告人に対し、JRz駅付近からHを引き継いでWを尾行するよう指示し、本件クリニックから帰宅するWを、まずHがJRz駅付近まで尾行し、これを被告人が引き継ぎ、新幹線及びバスを乗り継いで尾行を継続し、Wの帰宅経路及びその自宅マンションを把握して、Cに報告した。

Cは、その後、複数回にわたり、HにJRz駅構内やその周辺でWの行動を確認させた。

Cは、平成24年11月末頃か12月初旬頃、乙組若頭補佐であるSに対し、女性看護師の顔を切って尻を刺せなどと指示した。

平成25年1月中旬頃、Cは、S、乙組組長付のUと共に、本件犯行現場付近やその周辺を下見し、Wの帰宅経路、Wに対する襲撃の決行のタイミング、決行後の行動等をSらに伝え、また、その頃、Sは、Cから、凶器となる刃物を受け取った（本件刃物の形状等については争いがある。）。

なお、Cは、Wの襲撃のための連絡用として、他人名義の携帯電話（いわゆる飛ばしの携帯電話）を複数用意し、Hや被告人らの甲會組員に渡していた。

平成25年1月24日にWに対する襲撃が決行される予定となっていたところ、同日、被告人は、Cから、JRa2駅前のバス停でWがバスに乗ったら連絡をするよう指示されたため、指示どおり、Wの姿を確認し、Cに連絡をした。一方、S、U、乙組風紀委員長のIは、本件犯行現場周辺に集合し、Wの襲撃のために待機していたが、丙組組員のVが用意し本件犯行現場周辺の駐輪場に止めていたバイクを発見することができなかったため、襲撃は中

止となった。

翌25日、再度Wに対する襲撃が決行される予定となり、S、C、Uが本件犯行現場周辺に集合し、Wの襲撃のために待機していたが、この日はWが本件クリニックを早退していたためその姿を発見することができず、またも襲撃は中止となった。

(2) 本件犯行の概要等

平成25年1月28日、Hは、JRz駅構内において、本件クリニックから帰宅するWを追跡し、他の甲會組員に状況を伝えた。一方、本件犯行現場周辺にはS、C、Uが集合し、その後、SとUは、作業着等に替えた上、Vが新たに用意したバイクをUが運転し、Sがその後部座席に乗って本件犯行現場付近まで移動した。

Wは、同日午後6時過ぎに本件クリニックを退勤し、JRz駅から新幹線に乗りJRa2駅に行き、同駅からバスに乗り、自宅マンション近くのバス停でバスから降車し、道路を横断して、自宅マンションに向かって歩き出した。当時、Wは、ダウンコートを羽織り、ズボンを履き、革製のショルダーバッグを左肩にかけていた。

その頃、付近で待機していたSは、道路を横断中のWの姿を認め、同日午後7時4分頃、本件犯行現場において、本件刃物を用いてWを襲撃し（具体的な犯行態様は後記認定のとおり）、現場から逃走した。Sが、Wに接近し、本件犯行を終えて逃走するまでに要した時間は約4秒であった。

Wは、被害直後から、看護師としての知識に基づき、受傷部位である左側頭部付近を左手で圧迫して止血し続けており、直ちに病院に搬送されたが、同日午後7時16分頃の病院搬入直後の時点で、外傷性出血性ショックに陥っていた。

(3) 本件犯行による被害結果

本件犯行により、Wは、約3週間の入院及び通院加療を要する左眉毛上部

挫創，顔面神経損傷，右前腕部挫創及び左殿部挫創の傷害を負った。

本件犯行により受けたWの創傷のうち，左眉毛上部挫創については，左耳上部から頸部方向と左眉毛上方向への傷であり，頸部方向への長さが約3センチメートル，左眉毛上方向への長さが約七，八センチメートルで，最も深い左耳上部付近では皮下約1センチメートルにある側頭筋に達し，これにより浅側頭動脈と顔面神経が切断されていた。

右前腕部挫創については，長さが約四，五センチメートルで，筋層にまで達する深さであり，これにより長手筋群という筋肉が切断されており，左殿部挫創については，深さが約2センチメートルであった。

また，本件犯行時にWが所持していた革製の本件ショルダーバッグの表面中央部には，内面に貫通する長さ約2.9センチメートルの裂け目があり，本件ショルダーバッグの内面でこの裂け目に接するチャック付きポケット裏面及び同ポケットの上部チャック部分付近にも長さ約0.8センチメートルの裂け目があり，本件犯行の際に形成されたものと推測される。

2 実行犯であるSの殺意の有無について

以上の認定事実を前提に，Sの殺意の有無について検討する。

- (1) Wが負った創傷のうち，左眉毛上部挫創は，刺切創であり，刃先が，左耳上部から頸部方向にかけて刺入した後，角度を変え，左眉毛上部方向に皮膚面に接しながら動いたことにより形成されたものであり，創傷が側頭筋に達していることから，医師が供述するように，相当強い力によって形成されたものと考えられる。

右前腕部挫創も，刺切創であり，刃物が右前腕部内側の小指側に刺入した後，親指側方向に引かれたことにより形成されたものであり，当時Wが着ていたダウンコートが破損された上，傷が筋層にまで達していることから，同じく医師が供述するように，相当強い力によって形成されたものと考えられる。

そして、これらの創傷は、左殿部挫創を含め、その形成状況に照らし、いずれも先端がとがった鋭利な刃物によって形成されたものと認められる。

また、本件犯行時にWが所持していた革製の本件ショルダーバッグに内側へ貫通する裂け目が生じているのであるから、本件刃物がある程度強い力で本件ショルダーバッグに突き刺さったものと推察される。

- (2) 上記を踏まえ、犯行状況を撮影した防犯カメラ映像、W及びSの各供述内容も併せれば、Sの具体的な犯行態様は、概ね以下のとおりであると認められる。

Sは、先端がとがった鋭利な刃物である本件刃物を携帯して、歩いているWの背後から走って近づき、Wの左前方まで行って振り返り、左手でWの前頭部の髪の毛をつかみ、右手に持った本件刃物を用いて、相当強い力でWの左耳上部から頸部方向にかけて刺入して突き刺し、引き続いて地面に向けて本件刃物を切り下ろそうとしたが、Wが頭を下げたため、その動きが重なって、刃先が角度を変え、左眉毛上部方向に皮膚面に接しながら動き、刃先が抜けた。その後、両名がもみ合うような状態になり、その間に、本件刃物により、Wの右前腕部が傷つけられ（SがWの右前腕部を狙って攻撃したとまでは認められない。）、また、Sがある程度強い力で本件ショルダーバッグを突き刺した。その後、Sは、Wの左殿部を本件刃物で突き刺し、Wが後ろ向きに転倒すると同時に、Wの後方へ逃走した。

- (3) 左耳上部、すなわち左側頭部に先端がとがった鋭利な刃物を相当強い力で突き刺す行為は、皮膚の直下を走行している動脈を切断して大量出血を引き起こすおそれがあり、実際に、Wは、被害直後に左側頭部付近を自らの手で圧迫して止血し、直ちに病院に搬送されたものの、病院搬入直後の時点（受傷の約12分後）では外傷性出血性ショックに陥っていたものであるから、この突き刺し行為が人の生命に危険を生じさせる行為であることは明らかである。しかも、歩いているWにSが近づき襲撃したという本件の犯行状況に

においては、両名の動き次第では、Wの頸部に本件刃物が刺さるなどして、総頸動脈が損傷される事態も想定し得るのであるから、その意味でもWの左側頭部へ本件刃物を相当強い力で突き刺す行為は、同人を死亡させる危険性の高い行為であったといえる。

Sは、本件刃物でWの左側頭部を突き刺すなどした後、同じく本件刃物を用いて、本件ショルダーバッグやWの左殿部等にも攻撃を加えている。創傷等の状況からは、Sがかなりの力で本件刃物を操ったことが見て取れるのであり、当初の左側頭部への攻撃が相当強い力で行われたことを推認させるものといえる。

そして、Sは、Wの身体の枢要部である左側頭部に先端がとがった鋭利な刃物を相当強い力で突き刺すなどすることを当然認識していたのであり、人が死亡する危険性の高い行為を、そのような行為と分かってあえて実行したものとといえるから、Wに対して少なくとも未必の殺意を有していたと認められる。

- (4) 弁護人は、要旨、①刃物の形状について、刃の先端はとがっていないというSの供述は信用でき、CやIが供述する刃物の形状は信用できないことや、Wの左眉毛上部挫創のうちの垂直方向の傷の両端が浅くなっている旨の医師の供述からすれば、刃物の先端がとがっていたとは判断できない、②Wの受傷の部位、程度に照らすと、Sの刃物による攻撃が殺意をもって行われたと推認することはできないし、Wの左眉毛上部挫創のうち水平方向の傷は、Wが不意に動いたことによって予期せぬ傷となってしまったものであり、偶発的な結果について故意責任を論ずることはできない、③救命措置が容易な犯行現場の状況や実際に行われた医療措置、止血行為を含めたWの動静を踏まえれば、左眉毛上部挫創が直ちにWの生命に危険を及ぼすものということはいえない、④Sが本件犯行に関わることになった動機は、上位者であるCから「顔をはつって、尻を刺せ」「殺さなくてもいい」と指示されたからであり、

SにはW殺害の動機がなく、犯行後にその場に座りこんだWに致命傷を与える行動にも出ていない、などと指摘して、Sには殺意がないと主張している。

しかしながら、①については、2名の医師が、いずれも、Wのすべての傷の状態を把握した上で、とがった刃物により傷つけられたものである旨供述しており、その説明に不合理な点はない。本件刃物が先端がとがった鋭利な刃物であることは既に認定したとおりであり、刃物の形状に関するSの供述は、Wが負った創傷等の状況と明らかに整合せず、信用できない。

②については、Sは、積極的にWの左側頭部という身体の枢要部を狙って攻撃を加えていること、その際本件刃物に込められた力が相当強いものであったことは既に認定したとおりであり、殺意をもって行われた行為と推認できる。また、突如加えられた攻撃に対して、相手が驚いたり、抵抗したりして様々な反応や行動をとることは当然想定される場所であって、Wのとっさの動きが創傷の形成状況に影響を与えたとしても、そのことにより殺意が否定されるものではない。

③については、本件犯行後、Wは比較的早期に病院に搬送されているものの、病院搬入直後の時点では、外傷性出血性ショックに陥っていたのであって、その経過及び結果からみても人が死亡する危険性の高い状況であったことに何ら疑いはない。もとより、本件のような事件が起こった際に、被害者自身による止血を含めた適切かつ迅速な医療活動が常に行われるなどという保障はなく、弁護人の主張は失当である。

④については、Cから、Wを殺害する旨の積極的な指示があったわけではないが（Cが「殺さなくてもいい」と言ったかどうかについては、C自身もそのような供述はしておらず、かかる発言があったとは認められない。）、その指示は、顔面という身体の枢要部を刃物で攻撃することを命ずる内容であり、殺意の存在を否定するようなものではない。また、SはWにとどめをさしてはいないが、重傷を負ったWに対して救命措置を講じることもせずに現

場から逃走しているのもであって、犯行後の行動が殺意を否定する事情とはならない。

弁護人のその他の主張を検討しても、Sが殺意を有していたとの前記認定は揺らがない。

3 被告人と他の共犯者らとの間の組織的殺人の共謀の有無について

(1) 本件が団体の活動として組織により行われたことについて

既に認定した事実に加え、証拠上認められる甲會若しくは乙組（その一門を含む。）の序列及び地位並びに指揮命令系統、本件犯行前後の組員相互の連絡状況等からすれば、本件犯行は、甲會総裁であるPが、本件クリニックでPの施術等に関与したWの言動に対して不満や怒りを抱いたことから、組織によりWを殺害することになってやむを得ないと考え、Pの意思決定に基づき、甲會及び乙組（その一門を含む。）の序列に従い、順次下位者に対して指示・伝達が行われた上、多数の組員が細分化された役割を果たすことにより準備・遂行されたものと認められる。

したがって、本件犯行は、甲會の活動として、Pの指揮命令に基づき、あらかじめ定められた任務分担に従って、組織により実行されたものと認められる。

弁護人は、Pが本件クリニックにおける手術や対応に不満を持ったことは本件犯行の動機にならないとか、Iが自らの意向で与えられた役割を辞退しているなどと主張して、組織性の点を争うが、主張を踏まえて検討しても、上記認定は左右されない。

(2) 被告人と他の共犯者らとの間の組織的殺人の共謀の有無について

被告人は、Cの指示を受け、平成24年11月頃、Hから引継ぎを受けてWを尾行し、その帰宅経路及び自宅マンションの所在を調査してCに報告し、その後も、JRa2駅から自宅マンションに向かうWの行動を確認するようCから指示を受け、犯行日の4日前である平成25年1月24日には、JRa2

駅前のバス停でWがバスに乗ったことを確認して、Cに連絡しており、こうしたWに対する入念な行動確認に関わっている上、行動確認には甲會組員のCやHが関与していること、関係者間の連絡に飛ばしの携帯電話が使用されていることを知っていたことに照らすと、被告人としては、犯行の詳細を聞かされていないとしても、行動確認の対象となっているWに対して何らかの犯罪が行われる可能性を当然認識していたといえる。

そして、これまで認定したように、被告人は、看護師事件の5か月半ほど前には、乙組が組織的に行った放火事件についてCの指示を受けるなどしてEと共に実行役として関与しており、また、看護師事件の約4か月前には、乙組が組織的に行ったg2事件について、実行犯が刃物を用いて人を襲撃するのを補佐する形で関与していたことなどにも照らすと、被告人において、Wに対して行われる可能性のある犯罪は、危険で凶悪なものであること、すなわち、甲會や乙組（その一門を含む。）が、組織として、Wを襲撃し、最悪の場合、Wを殺害するような事態が起こり得る可能性を認識していたと推認できる。

さらに、被告人を含む共犯者間の通話内容を精査すると、平成25年1月24日夜のCと被告人との間の会話においては、Cが「もう電話、ポカしたやろ？」と尋ねると、被告人が「はあい。どうしたですか？」と答え、続けてCが「マシンが無かったんよお」「もう一台マシンがあるんよね」と話したのに対し、被告人が「あほんとですか」と答えており、更にCが「明日もう1回決行になったんよ」「だけ電話を俺用意するけ、また明日」「明日はちょっとまた、あーまた、あのあれになったけ、行くごとになったけ」と話した後、被告人が「あららららら。まっバキっちしとるだけやけ使えるっすかね」と尋ねると、Cは「いやいやもういいよいいよ」「処分して、処分して」などと話している。この通話からすれば、被告人はあらかじめ平成25年1月24日が犯行の決行日であることを知らされており、翌25日が再度の決行日

と伝えられたこと、犯行後には、飛ばしの携帯電話を壊すこととされており、通話当日も被告人が飛ばしの携帯電話を壊しており、翌日再度決行することとなったためCが新しい飛ばしの携帯電話を用意することになったことなどが推測できる。また、平成25年1月24日は、前記認定のとおり、実行役らが用意されていたバイクを発見できずに襲撃が中止になっているところ、Cと被告人の前記通話においてCの言う「マシン」とは、本件犯行に用いるバイクを指していると考えられるが、被告人は、Cの言う「マシン」について何ら疑問を呈することはなく、自然な会話が成立しているのであって、被告人は、犯行にバイクが用いられることもあらかじめ認識していたことが推測できる。こうした通話内容は、被告人において、甲會組員がバイクを用いてWを襲撃する事件を起こすという具体的な認識を有していたことを示すものといえる。

それにもかかわらず、被告人は、Cの指示に従ってWの行動確認等に従事したものであって、Wを殺害するような事態をも容認した上で、自らの役割を果たしたというべきであり、甲會による組織的殺人の少なくとも未必的な認識を有していたものと認められ、これについて他の共犯者らとの共謀も認められる。

これに対し、被告人は、浮気調査の目的で行動確認をしていると思っていたなどと供述するが、既に認定した被告人の本件犯行への関与状況等と明らかに整合せず、信用できない。

(3) 小括

そうすると、被告人と他の共犯者らとの間には、Cを介して組織的殺人の共謀があったと認められる。

なお、公訴事実において共犯者とされる者のうち、本件当時甲會専務理事兼乙組組織委員長であったGについては、本件の証拠関係の下では、Gが、本件犯行の前々日に、Cから言われて、本件犯行当日の本家当番（Pの自宅

の当番)をSと交代したこと、その際、Gは、Sが本件犯行当日に何らかの組の仕事をする予定である旨を知っていたことが認められるものの、Sが人を襲撃することまで認識していたかどうかは不明であり、また、仮にそのような認識があったとしても、前記行為のみではGが組織的殺人の共同正犯であることを基礎付ける事情としては足りないというべきであるから、結局、Gと被告人を含む他の共犯者らとの間に組織的殺人の共謀があったとは認められない。

4 結語

以上のとおり、被告人には判示第4の組織的殺人未遂罪の共同正犯が成立する。

第5 f1 事件

1 認定事実

関係各証拠によれば、以下の事実が認められる。

(1) 乙組組員による標章掲示状況の調査及び連続放火事件の発生

前記第3の1(1)のとおり、平成24年8月1日の標章制度施行後、乙組内では、組員による繁華街の飲食店等における標章の掲示状況の調査が行われていたところ、同月14日早朝、複数の乙組組員により、暴力団排除特別強化指定地域内のa1町b1丁目に所在するe1ビル及びb2ビルに対する連続放火事件が敢行された(e1ビルに対するものが判示第1の放火事件である。)

(2) 被害者Kによる店舗の経営及び暴力団員への対応状況等

被害者Kは、平成22年頃から前記e1ビルの3階でラウンジ「f1」を経営しており、標章制度施行直後の平成24年8月3日にf1に標章を掲示した。被害者Kは、平成18年頃から平成20年頃にかけて営業していた店では、甲會組員の入店を認めていたが、f1を開業した後は、乙組を含めたすべての暴力団員を客として店内に入れぬ方針を徹底していた。乙組組長であるAは、平成24年前半頃、被害者Kが不在の折りに客としてf1を訪れたことが

あったが、被害者Kは、後日Aに会った際、Aに対して、遠回しに今後の入店を拒絶した。

(3) 犯行準備状況等

乙組若頭であるBは、平成24年8月23日頃、乙組組員であるJに指示して、軽自動車のナンバープレートを用意させた。また、Bは、その頃、親交者に指示してスズキワゴンR（以下、この車両を「ワゴンR」という。）を用意させ、ワゴンRは、乙組風紀委員長であるIが管理する小倉南区内の己組事務所に持ち込まれた。

乙組組織委員長であるGらは、放火事件の後、複数回にわたり、夜間にe1ビルの向かいのビルなどからf1を見張り、同月末頃からは、乙組筆頭若頭補佐であるCが、親交者に指示して被害者Kの行動確認をさせるなどして、被害者Kが退勤する時刻や、退勤時に被害者Lの運転するタクシーに乗って帰宅するのが通例であることを把握した。

Bは、同年9月6日夜、Jに対して、前記ナンバープレートを、己組事務所に駐車してあるワゴンRに付け替え、小倉北区内のc2の駐車場まで運ぶよう指示した上、プリペイド式携帯電話を渡し、c2駐車場に到着したらその携帯電話で指定された電話番号に電話をかけて連絡するよう指示した。Jは、Bの指示に従って、同日夜、己組事務所において、ワゴンRに前記ナンバープレートを付け替えた上、自らワゴンRを運転して、午後10時頃、c2駐車場にワゴンRを駐車したが、運転の途中で、前記プリペイド式携帯電話に、乙組組織委員のHから、「車はまだか。」と催促の電話がかかってきたことがあった。なお、c2駐車場は、被害者Kの自宅マンションから直線距離で約510メートルの位置にある。

(4) 犯行状況等

被害者Kは、同月7日午前零時40分過ぎ頃、f1を退勤し、付近のコンビニエンスストアに立ち寄った後、同日午前零時49分頃、同店前路上から被

害者Lが運転するタクシーに乗車して自宅マンションに向かった。

同日午前零時55分頃、被害者Kの自宅マンション北側に接する道路を東方向に突き当たりまで進んだ後に戻ってきて、付近の駐車場の普段使われていない駐車枠に止まるなど、不審な動きをする軽自動車（スズキワゴンR）が目撃された。

同日午前零時58分頃、被害者Kを乗せたタクシーが被害者Kの自宅マンション1階玄関前に到着し、被害者Lがタクシーから降車して後部座席ドアを開け、被害者Kがタクシーから降車すると、上下とも黒っぽい作業着を着て、ニット帽か目出し帽をかぶった氏名不詳者1名が被害者Kの右後方から近づき、持っていた刃物でその左顔面を切り付け、その右臀部を突き刺し、さらに、犯行を制止しようとした被害者Lの左側頭部等を切り付け、その場から逃走した。

同日から翌8日にかけての夜の時間帯に、Jは、Bの指示により、乙組組員であるNと共に、ワゴンRを海中に投棄した。

なお、以上の認定に関し、弁護人は、ワゴンRを第三者に渡し、再び同じ車両を受け取り海に投棄したとするJの供述につき、犯罪手段として迂遠な方法を述べるものであり、JにはIと口裏を合わせて虚偽供述をする動機があるから、信用できない旨主張する。しかし、Jは、ワゴンRを運搬する際、乙組内庚組の準構成員と同道し、その間電話でやり取りした旨述べているところ、この点は当該人物の供述内容や同人との通話記録と整合しているし、JがワゴンRの運搬・投棄役を担ったのは、同車両を端緒とする犯行発覚を免れる意図があったものと推察でき、犯罪手段として特に不自然であるとはいえない。また、Jには虚偽供述をして被告人を陥れようとする動機もうかがわれないから、弁護人の主張は失当である。

2 被告人がf1事件に関与したか否かについて

(1) I供述について

ア I 供述の要旨

I は、当公判廷において、要旨、以下のとおり供述する。

私は、f1 事件の 1 週間くらい前に、B から、私の知っている人物（誰であるかは B から聞いていない。）から荷物を受け取り処分するよう依頼されてこれを了承した。荷物を受け取る場所については、私が以前から知っていた小倉北区 d2 町の月極駐車場に案内して B の了解を得た。また、B に対して、荷物を渡しに来る人が誰か分からないので、その人が車のライトを一回ハイビームにして合図をするよう依頼した。

B から、荷物を受け取る際には、他人名義の車を使うように言われていたところ、平成 24 年 9 月 6 日の朝か遅くとも昼頃までに、B から今日荷物を取りに行ってもらってもいいかもしれないと言われたため、私の若い衆である X に車（白色、スポーツタイプの BMW）を調達させることとした。そして、同日夜、B から、翌 7 日の午前 1 時頃に荷物を受け取りに行くように指示されたため、X と電話でやり取りして前記 BMW を受け取り、一度自宅に帰った後の同月 7 日午前零時半過ぎ頃、自宅を出て、前記 BMW に乗って d2 町の駐車場に向けて出発し、その近くにある店舗の駐車場に車を止めた。

20 分ほど同駐車場で待機していると、同日午前 1 時 10 分から 15 分頃、黒っぽい軽自動車が出てきて、同車が一度ライトをハイビームに切り替えるのが見えたので、前記 BMW を降りて d2 町の駐車場へ向かった。その軽自動車の助手席ドアに近づくと、助手席の窓が開き、運転席に座っていた H の顔が見え、H から「ちょっと待ってください。」などと言われた。そこで、同所でちょっと待っていると、後部座席では、人が丸まるようにしてごそごそと動く様子が見えた。その後、助手席側の後部の窓かドアが開き、被告人から黒いボストンバッグを受け取った。

渡されたボストンバッグの中には、黒っぽい作業服などが入っており、

犯罪に使われたものだと思います、燃やして処分しようと考え、豊前の海岸へ行った。

海に着いて再度ボストンバッグの中身を確認すると、黒い作業服の上下、靴1足、目出し帽、手袋、出刃包丁各1点などが入っていた。ボストンバッグや作業服等を燃やしながら出刃包丁を確認すると、柄の部分の長さは、10センチメートルくらいあり、刃の部分は、とがっていて、背の厚みが5ミリメートルはあり、長さは20センチメートルくらいで、その先端に血のようなものが付いていた。また、刃の部分には、先端を残してカバーのようなものが付けられていた。私は、出刃包丁を海へ向かって投げ捨て、その後帰宅した。

イ I 供述の信用性の検討

Iの供述は、全体として具体的かつ詳細であり、不自然不合理な点はなく、XからBMWを借りた点については、IとXの通話記録やXの知人の供述と、Bから荷物の受取等の指示があったことについては、IとBの通話記録とそれぞれ整合しており、これらの証拠に裏付けられている。

また、Iは、Hや被告人を間近で見たと述べているところ、当時夜間とはいえ目撃現場近くには街灯もあり、Iが両名を見た視認状況に特段問題はないとわれない。そして、Iは、同じ乙組の組員であるHや被告人とは以前からの知り合いである上、本件当時も週に二、三回くらいの頻度で顔を合わせていたというのであるから、短時間接しただけであったとしても、両名の顔や姿を十分に識別することができたといえる。

さらに、Iは、自らが本件で逮捕・勾留された後もしばらくの間、犯行への関与を認めていなかったが、事件と向き合い、被害者やその家族のことを考えて、自分自身に不利になることは承知の上で、自らが関与した事実を話すことにしたというのであり、その供述をするに至った経緯に照らしても、あえて虚偽の供述をする動機は見出せない。

以上のことからすれば、I 供述の信用性は高く、その供述どおりの事実が認められる。

この点、弁護人は、I の供述は、その供述を前提とすれば、被告人らは事件現場から c2 駐車場へ行き、I が待機していた場所へ迂回するようなルートをたどることになること、事件現場から必ずしも遠くない場所で犯罪関連物件を引き渡すという点も捜査機関が緊急配備を敷くことを考慮するとリスクが高いことなどから不自然であるし、I が被告人から受け取ったと供述する凶器の出刃包丁は被害者Kの傷の状況と合致しないことから信用できない旨主張する。しかし、実行犯が犯行現場から離れる際に車を乗り替えたり、犯罪発生からそう遠くない日時場所で犯罪関連物件を他の者に引き渡したりすることは、実行犯の犯行現場からの足取りを捜査機関等に発覚しにくくするとともに、実行犯が自らの犯行の痕跡を早期に絶つという意味で特に不自然なこととはいえないし、I が供述するような形状の出刃包丁であっても被害者Kが本件犯行の際に負ったような傷が生じ得ないなどとはいえない。

また、弁護人は、I と被告人との間には、かつての交通物損事故をめぐるトラブルや、I が被告人の舎弟分に対して有すると主張する債権を被告人に対して代わりに支払うよう求めてくるといったトラブル等があったことから、I が虚偽の供述をしていると考えられる旨主張する。しかし、I の供述に客観的な裏付けがあることは前記のとおりであるし、仮に弁護人の主張するような事情があったとしても、I が自ら重い刑事責任のリスクを負ってまでして被告人を陥れるために偽証をするとは考え難い。

弁護人のその他の主張を検討しても、I 供述の信用性は揺らがない。

(2) M供述について

ア M供述の要旨

Mは、別事件における証人尋問で要旨以下のとおり供述し、当公判廷で

もその供述を維持している。

私は、平成24年9月26日に発生したg2事件に実行役として関与した。この事件において、私は、Cからの指示に従い、Gと連絡を取ってその前日の午後10時か11時くらいに小倉北区e2にある駐車場で合流したところ、そこには被告人もいた。合流後、Gの運転する車で同区f2にある駐車場に移動し、さらに同駐車場で白の軽自動車に乗り換え、同車の運転席にはGが、後部座席には私と被告人が乗った。

Gは、白の軽自動車を運転してパチンコ屋の近くに停車させると、私に対し、ターゲットは男であり、その男の尻を包丁で3回刺せと指示するとともに、出刃包丁を渡してきた。車中では、被告人が、私に対し、「前回は思わぬところから反撃があったから、俺が付いていく。」「あれは鉋じゃなくて包丁だったんだけどな。」などと言ってきた。

その後、私と被告人が車を降り、現場マンション前の駐車場の横にある塀の後ろに隠れると、被告人は、「心配せんでいいけ。合図は俺が送るけ。」などと言った。そして、被告人の合図で走って被害者の下へ行き、指示されたとおり、包丁で被害者の尻付近を3回刺して逃走した。

イ M供述の信用性の検討

Mの供述は、全体として具体的かつ詳細であり、不自然不合理な点はない。特に、被告人が、「前回は思わぬところから反撃があったから、俺が付いていく。」などと述べたとする点は、これを聞いた者でなければ語り得ない迫真性を伴っている上、g2事件の実行役であるMに対して、その緊張を和らげ励ます言葉を掛けつつ、被告人自らの役割やその役割を担うことになった経緯を端的に説明するものである。

また、Mの供述は、自らがg2事件の実行役であることを自認する中でなされたものである上、被告人とMの間には、Mが虚偽供述をして被告人を陥れるような動機をうかがわせる事情は何ら認められない。

以上のことからすれば、M供述の信用性は高く、その供述どおりの事実が認められる。

この点、弁護人は、被告人が「前回は思わぬところから反撃があったから、俺が付いていく。」「あれは鉈じゃなくて包丁だったんだけどな。」と述べたのに対し、Mがその発言の意味や詳細について何ら聞き返さなかったとする点が不自然であり、M供述は信用できない旨主張する。しかし、Mは、被告人の当該発言を、被告人が f1 事件の実行役を務めたときの体験等を述べて自分を落ち着かせようとしたものであると理解し、特段聞き返すことをしなかった旨述べているところ、こうした説明に不自然な点はない。

また、弁護人は、Mには、兄貴分である I と口裏を合わせて虚偽供述をし被告人を陥れる動機がある旨主張する。そこで検討するに、確かに、Mは、かつて、I とは、自身が舎弟で I が兄貴分のような関係にあったことを認めるものの、両名が述べるところによれば、その後両者間でいさかいがあり、その関係は良好ではなかったというのである。他方で、Mと被告人との間には、特段トラブルがあったとはうかがわれないことも踏まえると、Mにあえて I と口裏を合わせて虚偽供述をしてまで被告人を陥れようとする動機は見出せず、弁護人の指摘は当たらない。

(3) 被告人の犯人性の検討

ア Bは、本件犯行の約2週間前に、親交者にワゴンRを用意させて己組事務所の倉庫に隠匿保管し、同じ頃にJに軽自動車のナンバープレートを用意させ、本件犯行当夜、このナンバープレートを一ワゴンRに付け替えて、犯行現場から約510メートルの距離にあるc2駐車場まで運ばせ、犯行の翌日の夜までにはワゴンRを処分させている。こうした経緯に加え、本件犯行直前に、被害者Kの自宅マンション付近で不審な動きをする軽自動車(スズキワゴンR)が目撃されていることなども踏まえると、Bが親交

者に用意させたワゴンRは、本件犯行に用いられた車両であると認められる。したがって、Bは、本件犯行において、配下組員等に対し、犯行使用車両の調達、保管、運搬、処分をさせるなどして、本件犯行の指示役を担っていたと認められる。

そうすると、BがIにしたポストンバッグの受取及び処分の指示は、犯行使用車両（ワゴンR）に関するのと同様、本件犯行に関する指示であったと推認できる。そして、本件犯行による被害者両名の受傷状況から推測される凶器の大きさ・形状と、Iが被告人から受け取ったポストンバッグ内にあった出刃包丁の大きさ・形状とは矛盾がないことや、被害者両名が目撃した実行犯は1名で、その服装は上下とも黒っぽい作業着を着てニット帽か目出し帽をかぶっていたところ、前記ポストンバッグ内には出刃包丁、黒っぽい上下の作業服や目出し帽などが入っていたことからすれば、Iが被告人から受け取ったポストンバッグには、本件犯行の実行犯が使用した凶器や犯行時に着用した衣類等が入れられていたものと認められる。

そして、本件犯行は、平成24年9月7日午前零時58分頃に行われているが、被告人は、その僅か20分程後に、本件犯行現場から約1.4ないし1.9キロメートルの距離にあるd2町の駐車場で本件犯行の凶器や実行犯が着用した作業服等をIに渡しているところ、こうした本件犯行の実行と被告人からIへの前記凶器や作業服等の受渡しとの時間的・場所的な接着性に加え、実行犯と前記凶器や作業服等の受取・処分役であるIとの間に別の誰かを介在させる必要性が特段うかがわれないことからすると、本件犯行と近接した前記日時場所で、被告人がIに対して本件犯行の凶器や実行犯が着用した作業服等を渡したこと自体、被告人が本件犯行の実行犯であることを極めて強く推認させる。なお、前記のとおり、Iが黒っぽい軽自動車に乗った被告人からポストンバッグを受け取る直前に、運転席のHから少し待つように言われて待っていた際、被告人が後部座席で

丸まるようにしてごそごそと動いていたことは、被告人が黒っぽい軽自動車の車内で着替えて着衣等を凶器と一緒にボストンバッグに入れる動作をしていたものと考えることができ、このような事情も上記推認に沿うものといえる。

イ また、被告人は、平成24年9月26日に発生したg2事件の犯行の際、実行犯のMに付き添い、Mに対し、「前回が思わぬところから反撃があったから、俺が付いていく。」と述べているところ、この被告人の発言は、本件犯行がg2事件の19日前に行われたものであり、乙組による組織的犯行としては、「前回」すなわち、g2事件の直近のものと推察されることや、本件犯行の際、被害者Kを襲う実行犯を制止しようと被害者Lが両名の間に割って入ったことと整合的である。そして、被告人は、Mに対し、「あれは鉋じゃなくて包丁だったんだけどな。」とも述べているところ、この発言は、本件犯行に用いられた凶器が出刃包丁であったことや、本件犯行の当日及び翌日、新聞各紙において、事実とは異なり、本件犯行に用いられた凶器が鉋のようなものであった旨の報道がなされていたことと符合している。

そうすると、被告人のこれらの発言は、本件犯行の19日後に行われたg2事件の際に、被告人がMに対して、被告人自身が本件犯行の実行犯である旨の犯行告白をしたものと認められる。そして、被告人のこれらの発言は、本件犯行の実行犯その者にしか語り得ない事実を内容とするものであるし、g2事件をこれから実行しようとする緊迫した場面で、被告人が自ら経験していない事実をあえてMに述べる理由や必要性は見当たらないことからすると、Mに対してこれらの発言をした事実は、被告人が本件犯行の実行犯であることを相当程度推認させる事情といえる。

ウ なお、被告人は、Iに本件犯行の凶器等が入ったボストンバッグを渡してはいないし、Mに対して本件犯行の実行犯である旨告げたこともないとして、本件犯行には全く関与していない旨供述するが、既に検討したとお

り信用できる I 及び M の前記各供述に反するものであり、信用できない。

(4) 小括

以上によれば、被告人が本件犯行の実行犯であったと優に認めることができる。

3 被告人と他の共犯者らとの間の組織的殺人及び不正権益維持・拡大目的殺人の共謀の有無について

(1) 本件が、団体の不正権益を維持・拡大する目的で、かつ、団体の活動として組織により行われたことについて

既に認定した事実に加え、証拠上認められる乙組の序列及び地位並びに指揮命令系統、本件犯行前後の組員の行動や相互の連絡状況等からすれば、本件犯行は、乙組が、暴力団立入禁止の標章の掲示などの暴力団を排除する活動に対抗して、その縄張りとする繁華街の飲食店等からのみかじめ料収入を確保するなどのために威力を誇示したものであり、乙組の不正権益を維持・拡大する目的で、かつ、乙組の活動として、乙組組長の A の指揮命令に基づき、あらかじめ定められた任務分担に従って遂行されたものと認められる。

(2) 被告人と他の共犯者らとの間の組織的殺人及び不正権益維持・拡大目的殺人の共謀について

ア 被告人は、本件犯行に実行犯として関与したものであるが、上位者の指示に従い、その役割を果たしたものと考えられる。また、被告人は、H や I を除く具体的な人物を特定できていたかはともかくとして、自身への指示役のほか、犯行使用車両の運搬役や犯行使用道具の処分役など、複数の乙組組員が本件犯行に関与していることをあらかじめ認識していたものと認められる。そうすると、被告人は、乙組が、組織を挙げて本件犯行を行うことを当然認識していたといえるから、他の共犯者らとの間で組織的殺人の共謀を遂げていたと認められる。

イ また、関係証拠によれば、標章制度施行以降、乙組が執行部の指揮の下、

組員を動員して標章掲示店舗を調査したり、標章の掲示をやめさせるよう各組員に指示したりしていたことが認められるところ、被告人自身、標章掲示店舗が入居している e1 ビルにおいて判示第 1 の放火事件の犯行等に及んでいることや、乙組において役付である組織委員の立場にあったことからすると、被告人は、本件犯行当時、乙組が標章制度に反発する動きをしていることを認識していたと認められる。

そのような中、被告人は、午前 1 時頃という深夜の時間帯に小倉北区内のマンションにタクシーで帰宅する女性を、乙組が組織を挙げて襲撃するという犯行に実行犯として関与したものであるから、被告人は、被害者 K が繁華街の飲食店等で働く女性であり、本件犯行が飲食店等からのみかじめ料確保という乙組の不正権益を維持・拡大する目的で敢行されることを認識していたものと推認でき、被告人は、乙組の不正権益を維持・拡大する目的を有していたと認められる（ただし、I 及び J については、その関与の態様等に照らし、不正権益維持・拡大目的を有していたとまでは認め難い）。

ウ なお、本件においては、被害者 K のみならず被害者 L も襲撃されているところ、被害者 L は、被害者 K が実行犯により襲撃された際に、それを制止しようとしたために襲われたものであって、団体の活動として、組織により、かつ、団体の不正権益維持・拡大目的で敢行された犯行の一環として被害を受けたというべきであり、被告人にとっても、被害者 L の具体的な行動を予想していたわけではなかったにせよ、被害者 K をタクシーで送迎していた被害者 L を襲撃したことがおよそ想定外の事態であったとまではいえないから、被告人には他の共犯者らとの共謀に基づく被害者 L に対する組織的殺人未遂、不正権益維持・拡大目的殺人未遂罪も成立する。

4 結語

以上のとおり、被告人には判示第2の1及び第2の2の各組織的殺人未遂罪、不正権益維持・拡大目的殺人未遂罪の共同正犯が成立する。

(量刑の理由)

第1 各犯行の犯情について

- 1 本件各犯行は、いずれも、甲會の複数の組員らが、組織内の指揮命令系統に従い、被害者の行動を確認し、犯行現場付近を下見するなどして入念に計画を立て、犯行使用車両や凶器等の犯行用具をあらかじめ調達するなど周到な準備を重ねた上で、実行指揮役、実行役、その送迎役、犯行用具の処分役等の役割を分担して遂行した極めて組織的かつ計画的な犯行である。
- 2 犯情が最も重いf1事件についてみると、犯行態様は、被告人が、マンションの駐車場でタクシーから降車した被害者Kに背後から近寄り、突然その顔面を鋭利な刃物を用いて切り付け、臀部を突き刺したりしたばかりか、これを止めようとしたタクシー運転手である被害者Lに対しても、その側頭部等を前記の刃物で切り付けるという、極めて危険かつ残忍な手口である。

被害者Kは、4か月近くに及ぶ入院加療を要する重傷を負い、現在でも顔には傷跡が残り、左眉は神経損傷のため上げることができず、右足にも麻痺が残っている上、事件による精神的負荷も大きく、北九州市を離れての生活を余儀なくされている。また、被害者Lは、約2週間の入院加療を余儀なくされ、現在も負傷部位には傷跡が残っているほか、事件後、左手の指の状態が悪く、約2か月間にわたり仕事を休まなければならないといった不利益を被っており、被害者両名が受けた肉体的・精神的苦痛は計り知れない。

f1事件の犯行は、標章制度等の暴力団排除の規制や運動に対抗して、乙組の力を誇示したいという意図のもと、Aの入店を拒否していた標章掲示店舗の女性経営者を標的として敢行されたものと推察される。甲會特有の論理に基づく反社会的で凶悪な犯行であって、厳しい非難に値する。

この犯行において、被告人は、実行犯という不可欠な役割を担ったものであ

る。

- 3 次に、看護師事件についてみると、犯行態様は、実行犯が、歩いて帰宅途中の被害者に背後から駆け寄り、突然その顔面等を鋭利な刃物を用いて相当強い力で複数回突き刺したり、切ったりするというもので、残忍な手口というべきである。被害者は、重傷を負って一時出血性ショックに陥り、約3週間の入院及び通院加療を余儀なくされたほか、現在でも顔に傷跡が残り、指の神経が切断されたために以前と同様の業務に従事することができず、外出も極力避けるようになるなど、仕事の面でも日常生活を送る上でも多大な不便や制約を受けており、その被った肉体的・精神的苦痛は計り知れない。

甲會総裁のPが、自身の施術等に関与した被害者の言動に対して不満や怒りを抱いたことが看護師事件の犯行動機と推察されるが、本件クリニックにおける治療やその女性看護師であった被害者の対応に格別落ち度があったとは証拠上うかがわれないのであり、このような理不尽な理由による報復・制裁行為は一切正当化されるものではない。

被告人は、職場から帰宅する被害者を自宅まで尾行し、被害者の帰宅経路を確認して上位者に報告したが、その後も、犯行予定日に被害者が自宅へ向かうバスに乗ったことを確認して上位者にその旨報告するなど、犯行を遂行するための重要な役割を担っていたものである。

- 4 さらに、放火事件についてみると、犯行態様は、多くの飲食店等が入居するビルのエレベーター内に灯油をまいた上、火のついた発炎筒を投げ込んで放火するという危険性の高いものであり、これにより、焼損面積こそ広くはなかったものの、エレベーターを全焼させるとともに、エレベーター前床面の一部を焼損したほか、エレベーター内から噴出した炎や熱を帯びた煙により、ビルの所有者らが傷害を負って入通院を余儀なくされ、エレベーターの交換等のために約2500万円もの多額の経済的損害が生じている。

放火事件の犯行は、f1事件同様、標章制度等の暴力団排除の規制や運動に対

抗して、乙組の力を誇示したいという意図から敢行されたものと推察されるところ、甲會特有の論理に基づく反社会的で凶悪な犯行である。

被告人は、共犯者であるEと共に放火に用いる道具を持って犯行現場に赴いており、被告人自らの手で放火行為を行ったかどうかは不明であるが、実行役の一人として本件犯行を遂行する上で不可欠な役割を果たしたことは疑いがない。

- 5 そして、g2事件についてみると、犯行態様は、被害者の殿部や大腿部を鋭利な刃物で立て続けに3回力を込めて突き刺すという手荒なものであり、凶器の刃物には深く刺さらないようにガムテープ様のものが巻かれていたことを考慮しても、身体に対する危険性は相当に高かったといえる。

この犯行により、被害者は、入院加療15日間を要する傷害を負い、退院後もしばらくは患部に痛みを感じる生活を余儀なくされ、多大な精神的苦痛も被っている。

g2事件の犯行は、f1事件及び放火事件と同様に、標章制度等の暴力団追放運動に対抗して、乙組の威力を誇示する意図から敢行されたものと推察され、反社会的な発想に基づく犯行といわざるを得ない。

被告人は、実行犯と共に犯行現場付近で待機し、被害者が犯行現場付近に現れたことを実行犯に知らせるなどして、犯行を遂行するための重要な役割を果たしている。

第2 量刑判断

以上を踏まえ、被告人の量刑を検討する。

被告人は、f1事件では実行犯という不可欠な役割を、看護師事件では被害者の行動を確認し、放火事件及びg2事件では実行犯と共に犯行現場に赴き犯行を見届けるなどの重要な役割を果たしており、その刑事責任は非常に重い。

一方で、被告人は、いずれの事件についても犯行の全貌や詳細な目的等までは知らされることなく、組織の上位者の指示で各事件に関与するに至ったもの

と考えられるから、被告人の刑事責任は、各犯行の立案者、指示役等の者らと比して、幾分軽いといえる。

被告人は、f1 事件を除く本件各犯行への関与自体は認めて反省の弁を述べるものの、f1 事件については犯行への関与を一貫して否認し、他の事件についても、上位者からの指示の内容や自らが果たした役割に関しては曖昧で不合理な供述を繰り返しており、自身の行為を十分に顧みることができていない。しかも、被告人は、甲會組員として犯した前刑の服役を終えてから1年も経たずに放火事件に関与すると、その4週間足らず後にはf1事件に、その3週間足らず後にはg2事件に、更にその約4か月後には看護師事件にそれぞれ関与するなど、甲會による組織としての犯罪に立て続けに関わったものであり、いまだに甲會から離脱する意思を示していないことも踏まえると、暴力団組織との親和性は高く、遵法意識に欠けているといわざるを得ない。

これらの事情を考慮した結果、被告人を懲役26年に処するのが相当であると判断した。

(求刑 懲役30年)